

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

【歳入予算額】 地方消費税交付金 218,000千円 (一般分 119,000千円、社会保障財源分 99,000千円)

【歳出予算額】 社会保障施策に要する経費 1,531,801千円

(単位：千円)

科目名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	町債	その他	引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の交付金)	その他	
社会福祉費	社会福祉総務費	124,634	7,284	0	5,380	4,352	107,618
	障害者福祉費	279,219	188,662	0	234	12,863	77,460
	老人福祉費	235,452	28,417	0	5,521	27,357	174,157
	社会福祉施設費	9,549	0	0	0	0	9,549
	国民年金費	5,050	3,457	0	0	0	1,593
	国民健康保険事業費	126,648	56,345	0	1	5,881	64,421
	地域福祉基金費	24	0	0	24	0	0
	介護保険事業費	184,812	1,148	0	5,239	23,931	154,494
児童福祉費	児童福祉総務費	112,289	50,530	0	11,228	7,024	43,507
	児童措置費	337,176	224,574	0	34,749	11,778	66,075
	子ども・子育て支援給付費	6,326	4,696	0	0	246	1,384
保健衛生費	保健衛生総務費	60,642	0	0	54	0	60,588
	予防費	40,942	531	0	2,384	4,936	33,091
	母子衛生費	5,878	300	0	0	632	4,946
	子育て世代包括支援センター母子保健型事業	3,160	2,104	0	0	0	1,056
合計	1,531,801	568,048	0	64,814	99,000	799,939	

※この内訳表は、引き上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。以下同じ。)については地方税法第72条の116により「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」とされているため、引き上げ分に係る地方消費税収を社会保障施策に要する経費へ充当する見込み額の内訳です。